

第369回(令和6年12月)定例会

提案意見書案

番号	件名	提出会派
意1	選挙活動の健全性を確保するために政府の対応を求める意見書	座長提案
意2	災害情報を一元化し事前防災から復旧・復興まで一連の災害対策を担う防災庁を兵庫県に設置することを求める意見書	自民
意3	不登校児童生徒に対して多様な学習機会を確保するための経済的支援制度の確立を求める意見書	自民
意4	大量廃棄時代を迎える山の斜面に設置された太陽光パネルの円滑な撤去と原状回復についての対策を求める意見書	維新
意5	高齢化社会に対応した消防団への新たな支援を求める意見書	維新
意6	青少年のスマートフォン・ネット依存対策の拡充を求める意見書	公明
意7	不登校児童生徒に対する支援制度の確立を求める意見書	公明
意8	SNS等インターネット上の誹謗中傷等の抑止と被害者救済についての意見書	県民
意9	カスタマーハラスメント対策を求める意見書	県民

選挙活動の健全性を確保するために政府の対応を求める意見書

近年、民主主義の根幹をなす選挙の場において、自らの政治的思想ないし利益を実現するために、公職選挙法が想定していない不当な行為が頻発している。これまでに、他の候補者の街頭演説等に対する妨害行為、街頭演説の場における暴力的な行為、選挙運動ポスターや政見放送の本来の目的を逸脱した利用等が問題となり、また、SNSや動画を用いた誹謗中傷や真偽不明の情報の拡散なども見られたところである。

SNS等を用いた情報発信には、一方で若者の政治参加を促し投票率を向上させたと評価できる面もあり、こうした動きは言論の自由に資するものとして健全に育成し、正しく活用すべきである。他方で、その影響力の大きさから、他者の人権を尊重しない誹謗中傷など暴力的な言論や、無責任に発信される真偽不明な情報が、人々の政治参加を躊躇させ、健全な議論を阻害することのないよう、今後どのように向き合っていくべきかについては、全ての国民が真剣に考えなければならない。

インターネット上を含む言論の場において、選挙の公平・公正を損なう不当な行為が横行することは、民主主義の健全性を損ない、ゆくゆくは選挙そのものに対する有権者の信頼や関心の低下を招くおそれのある、危機的かつ由々しき事態である。

よって、国におかれては、今後執行される各種選挙において、候補者の選挙活動の自由が確保されるとともに、選挙活動を称した不当な行為から国民の権利と安全を守り、健全な選挙と民主主義を実現するため、下記の事項についての措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 情報を取り巻く社会的環境の変化に対応し、公職選挙法が想定していない不当な事態について早急に検証し、言論の自由、表現の自由に十分配慮しつつ、所要の法整備を的確に行うこと
- 2 公職選挙法の規定が実効性あるものとなるよう、違法な選挙運動については確実に取り締まり、選挙の公平・公正を確保すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

災害情報を一元化し事前防災から復旧・復興まで一連の災害対策
を担う防災庁を兵庫県に設置することを求める意見書

世界有数の災害発生国である我が国では、近年、気候変動の影響等により毎年のように全国各地で大規模な自然災害が発生しているほか、本年8月8日には南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されるなど、大規模災害の危機が切迫している。本年1月1日に発生した能登半島地震においては、これまでの対策をもってなお甚大な被害が発生し、さらにその後の豪雨災害によって再び多くの尊い人命が喪われた。また、平成25年に首都直下地震対策特別措置法が施行され、翌年には切迫性の高いM7級の地震を想定した政府業務継続計画（首都直下地震対策）が策定されたところであるが、東京圏外の政府の代替拠点のあり方等については検討課題とされたままである。

明日にも発生する可能性が現実として予想される南海トラフ地震や首都直下地震など国難レベルの大規模地震災害や頻発化・激甚化する風水害に早急に対処できる、人命最優先の防災立国を構築することは喫緊の課題である。このような中、国においては令和8年度中の防災庁設立に向けて準備が進められている。防災・減災、国土強靱化の取組の推進、事前防災の徹底、そして専任の大臣を置く防災庁の設置により、災害に対して平時から不断に万全の備えを行うことは、災害に対する実効性ある措置であり、国民の安心にも資するものである。

防災庁においては、災害情報の一元化を図り事前防災に取り組むとともに、発災後は速やかに安心できる居住環境を提供するなど災害関連死ゼロを実現し、復旧・復興までの一連の災害対策を担うことが求められる。加えて、首都直下地震発生時のバックアップ機能や南海トラフ地震発生時の現地対策機能が必要であるところ、阪神・淡路大震災を経験し、創造的復興に取り組んできた本県には、大規模かつ広域的な災害に対応する広域防災拠点であり、国際緊急援助隊の訓練やE-ディフェンス、実大免震試験機による基礎研究等を実施する三木総合防災公園を有するほか、人と防災未来センター、国連防災機関神戸事務所、JICA関西（国際防災研修センター）、アジア防災センター等による国際的な防災人材の育成や防災に関するシンクタンク機能が存在する。

よって国におかれては、災害情報を一元化し、事前防災から復旧・復興までの一連の災害対策を担う専門性を有した司令塔組織としての防災庁を兵庫県に創設することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

不登校児童生徒に対して多様な学習機会を確保するための経済的
支援制度の確立を求める意見書

小・中学校における不登校児童生徒数は近年顕著に増加しており、文部科学省の調査結果によると、令和5年度の小・中学校における不登校児童生徒数は34万6,482人であり、前年度から4万7,434人(15.9%)増加した。増加率は前年度と比較して若干低くなったものの、11年連続の増加であり、過去最多となっている。本県においても全県一丸となって不登校対策に取り組んでいるところであるが、公立の小学校で5,912人、中学校で9,937人と、計1万5,849人が不登校の状況にあり、全国の傾向と同様、前年度と比較して増加率は減じているものの、増加が続いている。

このような中、個々の不登校児童生徒の状況に応じた居場所、多様な学習の場の一つとして、フリースクール等民間施設との連携が全国の自治体で進められている。前述の調査では、小・中学校において、民間団体・民間施設を含む学校外の機関等で専門的な相談・指導等を受け、指導要録上出席扱いとされた児童生徒数は令和5年度3万8,632人であり、3年連続の増加となっていることも示されたところである。しかし、フリースクール等の民間施設を利用する際には活動費等を含む利用料の負担はもとより、遠方への通学となることも多く、その経済的負担はフリースクール等での学びを希望する家庭にとって切実な課題となっている。こうした負担を軽減するため、単独事業としてフリースクール等の利用者に対する補助に取り組む自治体も現れているが、学習機会の確保にかかる地域間格差の拡大を避けるという観点からは、国による支援が求められる。

よって国におかれては、児童生徒が多様な学習機会を確保するため、フリースクール等の利用料及びフリースクールや市町の教育支援センター等への通学費に対する国庫補助制度を創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

大量廃棄時代を迎える山の斜面に設置された太陽光パネルの円滑な
撤去と原状回復についての対策を求める意見書

兵庫県の山々の斜面を太陽光パネルが覆い、景観上も、防災上も問題となっている事例が多く見られる。太陽光パネルが全国的に広がったのは、国が再生可能エネルギーの全国普及を目指し、2012年に電力事業者に太陽光発電を全量買い取らせる固定価格買い取り制度（FIT）ができてからであるが、太陽光パネルの寿命は20～30年とされ、これら太陽光パネルは2030年代に大量廃棄時代を迎え、その量は年間17～28万トンにのぼると予測されている。

2022年4月施行の改正再生可能エネルギー特別措置法では太陽光発電の廃棄費用の積立が義務化されたものの、廃棄コストが積立額を上回るケースも想定され、事業を終えた事業者が太陽光パネルを山の斜面に放置することが危惧される。一方、発電の事業を終えた太陽光パネルは「産業廃棄物」とされているが、発電事業を廃止し電気系統の接続が切れた場合でも、発電可能な状態が継続されるため、直ちに廃棄物とならない場合も想定され、地方自治体による廃棄物処理法に基づく行政代執行も限界があると考えられる。

山の斜面のCO₂を吸収する木材を伐採し太陽光パネルを張り付けることは、本当に「環境に優しい」政策と言えるかはなほ疑問であり、ふるさとの里山の原風景を台無しにしている場所もある。

また、景観上だけでなく、保水力を持つ山の防災機能を減じ、土砂災害の危険を増幅させている。

よって、国におかれては、国が国策として始めた責任を十分に認識し、2030年代の太陽光パネルの大量廃棄時代を見据えた次の総合的な対策として、下記事項に取り組まれることを強く要望する。

記

- 1 山の斜面に設置された太陽光パネルの撤去と山容の原状回復を促進する総合的な対策を講じること。
- 2 事業者が太陽光パネルを進んでリサイクルを行うような流通ルートを整備するとともにリサイクル技術を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高齢化社会に対応した消防団への新たな支援を求める意見書

令和6年1月1日の能登半島地震においては、高齢化・過疎化が進む能登半島地域での火災の消火はもとより、高齢者の避難誘導、倒壊した家屋からの救出などに顕著な役割を果たし、消防団の役割の重要性が再認識されたところである。

また、消防団は、消火などの狭義の消防活動だけでなく、地域の祭り・イベントの警備など消防活動を超えた地域活動を現実に担っているが、これらは消防団の業務かどうかあいまいで、地域によっては出動手当が出ないケースも多い。

未曾有の高齢化が進むわが国において、民生委員・児童委員の平均年齢は66歳であるが、消防団員の平均年齢は43.6歳と比較的若く、消防団が地域防災のみならず地域活動全般を担うことを通じて、地域の活性化を進めることが大きく期待できる。さらに、高齢化社会では消防団員のなり手不足が今以上に深刻となることが予想され、その対策が急務である。

よって、国におかれては、高齢化社会に対応した消防団への新たな支援策として、下記事項に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 祭り・イベント警備、高齢者の見守り活動など地域活動全般を、法律上の消防団の活動と明確に位置付けること。
- 2 機能別消防団員制度を活用して消防団員の確保を一層図ること。特に、意欲ある地域の郵便局などの職員を機能別消防団員とする方策を検討すること。
- 3 消防団員の確保を進めるため、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の第13条に定める消防団員の処遇の改善に要する財政措置の確保により一層努めること。特に消防団員の年額報酬や出動手当の交付税額を更に引き上げること。また、国の再三の助言にもかかわらず市町村によってばらつきのある年額報酬や出動手当の実際の支給額を、交付税の積算額を基準にした適正な額にするよう実効性の伴う助言のあり方を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

青少年のスマートフォン・ネット依存対策の拡充を求める意見書

コロナ禍による生活・学習スタイルの変化等により、青少年を取り巻くインターネット環境も大きく変わり、スマートフォン等の長時間利用による生活リズムの乱れやネット依存傾向がある青少年が増加している。

県内青少年のインターネット利用やその依存度の実態把握のため、令和5年度に実施した調査において、小学生 15.3%、中学生 23.0%、高校生 29.6%がネット依存傾向にあることがわかった。

兵庫県では、文部科学省の「青少年教育施設を活用した生活習慣等改善推進事業」などを活用し、青少年のインターネット利用対策に長年取り組んでいる。日常生活でのネット利用を見直したい青少年を対象に、ネットから離れて自然体験等を行いながら日常生活をふりかえり、ネットとの関わり方を見直すことでネット依存を回避し、行動変容を促す取組を行っている。

インターネット利用の増加、低年齢化が急速に進んでいることから、青少年のスマートフォン・ネット依存対策をより一層強化する必要がある。

よって、国におかれては、青少年のスマートフォン・ネット依存対策を一層促進する観点から、更なる制度の拡充や財政支援を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(公明党)

不登校児童生徒に対する支援制度の確立を求める意見書

令和5年度の国立、公立、市立の小・中学校の不登校児童生徒数は、全国で約346,000人と年々増加している。県内でも15,849人が不登校となっており、依然として高水準で推移している。

様々な事情により、学校生活になじめずにいる児童生徒にとって、民間のフリースクール等が行う学習活動、教育相談、体験活動等の活動は、社会的自立に向けた学びの場として重要な役割を果たしているため、不登校児童生徒が家庭の経済状況に関係なく、フリースクール等で学習機会を確保する支援の充実が求められている。

文部科学省の調査によれば、全国平均でフリースクールへの入会金は約53,000円、利用料は月33,000円程度である。さらにフリースクール等が自宅から離れている家庭にとって、通所費用等の負担も大きい。経済的、時間的、また精神的にも子ども自身と保護者が抱える負担は大きなものがある。

また、平成28年11月18日衆議院文部科学委員会において、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案に、フリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずることと附帯決議されているものの、いまだ財政措置は実現されておらず早急な対応が求められる。

よって、国におかれては、子どもたちが経済的な事情で多様な学びを諦めなくてよいように、フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒に対し、経済的支援も含めた支援制度の確立を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

SNS等インターネット上の誹謗中傷等の抑止と被害者救済について
の意見書

インターネットは、誰もが自分の意見を自由に表明でき、多くの人々とコミュニケーションを図ることができる場として定着しているが、SNS等においては、匿名の発信者による激しい誹謗中傷や差別的言動などが後を絶たず、被害者が自殺に至るなど、深刻な社会問題となっている。

国は、これまで、表現の自由とのバランスに配慮しつつ、被害者の救済を図るため、インターネット上の誹謗中傷等による権利侵害について、権利侵害情報の削除や発信者情報の開示請求等を規定するプロバイダ責任制限法を制定・改正するなど、プロバイダ等における円滑な対応が促進されるよう環境整備を行ってきた。

しかし、発信者の特定にはSNS等運営事業者に加えて携帯電話等通信事業者への開示請求を必要とする場合が多いほか、権利侵害の明白性が認められる場合に開示請求を受けた事業者が任意で発信者情報を開示できる制度も十分に活用されていないことから、発信者情報の開示請求が被害者の大きな負担となっており、実効性のある仕組みを速やかに整備する必要がある。

よって、国におかれては、インターネット上の誹謗中傷等の抑止と被害者救済を図るため、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 SNS等インターネット上の誹謗中傷等を抑止し、迅速かつ円滑な被害者救済を実現するため、開示対象となる発信者情報の追加やプロバイダ等による発信者情報の開示の円滑化など、被害者の負担軽減につながる制度改正を速やかに行うこと。
- 2 誹謗中傷等を受けた被害者を救うため、警察や各自治体、支援団体等との連携による相談窓口体制の強化と周知を行うこと。
- 3 インターネット利用者の情報モラルを向上するため、広報啓発活動をさらに積極的に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

カスタマーハラスメント対策を求める意見書

カスタマーハラスメントは、顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為として定義され、深刻な社会問題となっている。

日本労働組合総連合会が公表した「カスタマー・ハラスメントに関する調査2022」からは、勤務先において、社内規則の制定やマニュアルの作成、研修等の対策がとられていないという意見が67.6%もあり、各事業所の対応についての課題が浮き彫りになっている。

また、生活上で生じた変化として、「出勤が憂鬱になった」、「心身に不調をきたした」、「仕事をやめた・変えた」等があげられ、職場の人材不足にも大きな影響を及ぼしていることが明らかになっている。

厚生労働省は「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」の策定をはじめ、「対策企業マニュアル」、リーフレット、ポスターを作成し、あらゆるハラスメントの撲滅に向けた啓発を行っている。

企業だけでなく、各自治体においてもハラスメント対策に関する方針やマニュアルを作成しているが、現在でも至るところで過剰なクレームや脅迫、強要事案が発生しており、職場環境をおびやかす社会問題となっているが、国ではこの問題を直接的に規制する法律がまだ整っていない。一方で、重大な社会的課題となっており、顧客・就業者・事業者等、どの立場になっても、安全に安心して生活できる環境を社会全体でつくっていくことが急務である。

よって、国におかれては「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」（ILO第190号条約）の批准も視野に入れ、法制化を含めて検討するとともに労働者を守るため、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 国全体でカスタマーハラスメント対策を推進するため、消費者団体、経営者団体、労働者団体等の参画の下で法案の策定を進めること。
- 2 カスタマーハラスメントによる健康被害等について労働者の保護のための措置を講じることを事業者に義務付けるとともに、正当な苦情の申出は事業者、消費者双方にとって利益があることも踏まえた制度を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。